

令和5年度  
三島市一般廃棄物処理実施計画  
(ごみ編)

令和5年4月  
三 島 市

## 1 目的

本実施計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条の規定に基づき、本市における令和5年度のごみの処理に関する事業計画を定めるものである。

## 2 計画期間

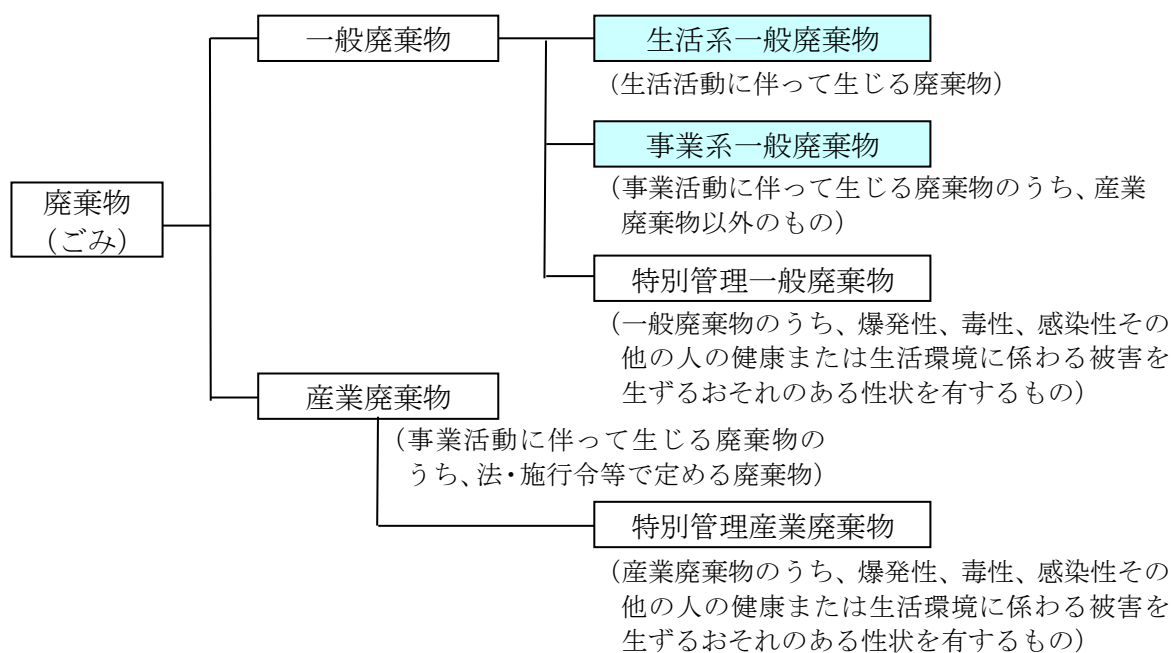
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

## 3 計画区域

三島市全域

## 4 計画対象の廃棄物

本計画において対象とする廃棄物（ごみ）は、家庭の生活活動に伴って生じる「生活系一般廃棄物」と、事業者の事業活動に伴って生じる廃棄物のうち、産業廃棄物以外の「事業系一般廃棄物」とする。



## 5 ごみ排出量の見込み

(単位：t)

区分	可燃ごみ	不燃ごみ	合計
生活系ごみ	20,596	2,123	22,719
事業系ごみ	7,641	5	7,646
合計	28,237	2,128	30,365

※生活系ごみには、少量排出事業者が集積所に排出するごみを含む。

※事業系ごみには、市内の美化活動や町内清掃に伴うごみ及び収集運搬業者が家庭から収集したごみを含む。

## 6 収集運搬計画

	廃棄物の種類	収集回数	排出方法	排出場所	収集運搬の主体	
生活系ごみ	燃えるごみ	週2回	市指定のごみ袋	集積所	委託	
			剪定枝・木材			束ねる
	資源ごみ	月2回	市指定の収集容器 (コンテナ)	集積所	委託	
						かん
						びん その他の燃えないごみ
	資源古紙	月2回	紙ひもでしぼる  紙袋等に入れる	集積所	委託	
						新聞
						雑誌
						段ボール
						牛乳等紙パック ミックス古紙
	ペットボトル	月2回	市指定の収集容器 (青のネット)	集積所	委託	
	白色トレイ 白色発泡スチロール	月2回	市指定の収集容器 (緑のネット)	集積所	委託	
	危険不燃物	月1回	市指定の収集容器 (コンテナ)	集積所	委託	
	乾電池	随時	市指定の収集容器	集積所	委託	
	廃食用油	随時	計量後、収集容器	拠点	委託	
	水銀体温計等	随時	回収ボックス	拠点	直営	
	小型家電	随時	回収ボックス	拠点	直営	
衣類等	随時	回収ボックス	拠点	委託・直営		
靴・革製品	随時	回収ボックス	拠点	直営		
ふれあいさわやか回収	週1回	市指定ごみ袋	戸別	直営		
粗大ごみ	随時	市指定の方法	戸別	直営		
自己搬入	随時	市指定の方法	清掃センター	—		
事業系ごみ	可燃ごみ	随時	許可業者指定の方法	戸別	許可業者	
		週2回	市指定のごみ袋	集積所	委託	
	不燃ごみ※	随時	市指定の方法	清掃センター	委託 許可業者	
	自己搬入	随時	市指定の方法	清掃センター	—	

※事業系ごみの不燃ごみとは、市内の美化活動や町内清掃に伴う不燃ごみ及び収集運搬業者が家庭から収集した不燃ごみを含む。

## 7 中間処理計画

### (1) 中間処理施設の概要

#### ① ゴミ焼却処理施設

施設名	ゴミ焼却処理施設
所在地	三島市字賀茂之洞4703番地の94
処理方式	全連続燃焼式焼却炉（流動床炉）
処理能力	180t/日（90t/日×2基）

#### ② 粗大ゴミ処理施設

施設名	粗大ゴミ処理施設
所在地	三島市字賀茂之洞4703番地の94
処理方式	破碎選別方式（回転せん断衝撃式横型破碎機）
処理能力	回転式破碎 50t/5H せん断式破碎 5t/5H

### (2) 中間処理施設への搬入量の見込み

	廃棄物の種類	搬入量 (t)	残渣の量 (t)	中間処理の主体	処分方法
生活系ゴミ	可燃ゴミ	20,596	2,231	直営委託	焼却 減容・溶解 圧縮
	不燃ゴミ	2,123	363	直営	破碎・選別 圧縮
事業系ゴミ	可燃ゴミ	7,641	生活系ゴミに含む	直営委託	焼却 減容・溶解 圧縮
	不燃ゴミ	5	生活系ゴミに含む	直営	破碎・選別 圧縮

## 8 資源化計画

種類	方法	計画量 (t)
鉄・アルミ	中間処理施設で圧縮後、再資源化業者へ引き渡し	955
資源古紙	再資源化業者へ引き渡し	1,200
乾電池	再資源化業者へ引き渡し	40
蛍光管	中間処理施設で破碎後、再資源化業者へ引き渡し	20
生きびん	再資源化業者へ引き渡し	40
その他のびん	再資源化業者へ引き渡し	800
ペットボトル	中間処理施設で圧縮後、再資源化業者へ引き渡し	130
白色トレイ 白色発泡スチロール	中間処理施設で溶解インゴットへ加工後、再資源化業者へ引き渡し	20
剪定枝・木材 木質系家具類	再資源化業者へ引き渡し	600
小型家電	認定事業者へ引き渡し	200
パソコン	認定事業者へ引き渡し	600
衣類等	再資源化業者へ引き渡し	20
羽毛ふとん等	再資源化業者へ引き渡し	50
靴・革製品等	再資源化業者へ引き渡し	50
廃食用油	再資源化業者へ引き渡し	2
合計		4,727

## 9 最終処分計画

### (1) 最終処分施設の概要

#### ① 第1処分場

最終処分場名	三島市一般廃棄物最終処分場（第1埋立地）
所在地	三島市字賀茂之洞4703番地の18
埋立面積	12,311 m <sup>2</sup>
埋立容量	160,711 m <sup>3</sup>
残余容量	なし

#### ② 第2処分場

最終処分場名	三島市一般廃棄物最終処分場（第2埋立地）
所在地	三島市字賀茂之洞4703番地の2
埋立面積	2,010 m <sup>2</sup>
埋立容量	10,948 m <sup>3</sup>
残余容量	なし

#### ③ 第3処分場

最終処分場名	三島市一般廃棄物最終処分場（第3埋立地）
所在地	三島市字賀茂之洞4703番地内
埋立面積	9,800 m <sup>2</sup>
埋立容量	81,630 m <sup>3</sup>
残余容量	16,522 m <sup>3</sup> （令和4年12月3日現在）

#### ④ 浸出水処理施設

施設名称	三島市清掃センター 浸出水処理施設
所在地	三島市字賀茂之洞4703番地の94
敷地面積	1,700 m <sup>2</sup>
プラント面積	856 m <sup>2</sup>
処理方法	回転円板方式
施設規模	120 m <sup>3</sup> /日

### (2) 最終処分量の見込み

廃棄物の種類	最終処分の主体	発生量 (t)	外部搬出 (t)	埋立量 (t)
セメント固化した 焼却灰	直営・委託	1,750	1,546	204
不燃物残渣	直営・委託	844	744	100

## 10 ごみ処理の基本方針と施策

### 《基本方針1. ごみの減量と資源化の推進》

#### ＜施策1＞排出抑制の推進（リデュース）

- ・広報誌やホームページ等の多様な媒体を利用したごみ減量に関する周知啓発
- ・出前講座等による食品ロス削減に関する周知啓発
- ・幼稚園、保育園や小中学校における食品ロス削減に関する有効な周知方法の調査・研究
- ・飲食店等から排出される食品ロス削減に関する施策の調査・研究
- ・コンポスト・ぼかし容器の無償貸与制度の利用推進
- ・地中埋込式生ごみ処理機の普及方法の調査・研究
- ・買い物袋（マイバッグ）持参運動の推進
- ・レジ袋使用量削減協力店の認定
- ・簡易包装や詰め替え商品の利用に関する市民への周知啓発
- ・食品小売業者等に対する生ごみ等の削減に関する協力要請

#### ＜施策2＞再使用の推進（リユース）

- ・フリーマーケットの開催
- ・もったいない食器市等のリユース市の開催
- ・不用品活用バンクの利用推進

#### ＜施策3＞ごみの分別と資源化の推進（リサイクル）

- ・各種資源化物の分別収集及び選別による再資源化の推進
- ・衣類等、小型家電、靴・革製品等、廃食用油の拠点回収による再資源化
- ・スーパー等における店頭回収の周知
- ・警察と連携した資源物等の持ち去り防止
- ・集団回収報奨金制度の周知
- ・自治会等が行う資源ごみ集団回収の推進
- ・新たな分別収集品目・資源化品目（廃プラスチックを含む）の調査研究

#### ＜施策4＞ごみ処理有料化の検討

- ・生活系収集ごみ有料化の調査研究
- ・一般廃棄物処理手数料見直しの調査研究

#### ＜施策5＞事業系ごみの適正処理や減量の推進

- ・少量排出事業者制度の運用
- ・少量排出事業者制度の定着に向けた周知及び違反者対策の推進
- ・排出事業者へのごみの分別及び適正処理の指導
- ・市関連施設から排出されるごみの適正処理及び減量の推進
- ・資源古紙分別に関する指導

## 《基本方針 2. ごみの適正処理の推進》

### ＜施策 1＞収集運搬体制の整備

- ・安定かつ効率的なごみ収集の実施
- ・ふれあいさわやか回収の実施
- ・粗大ごみ戸別収集の実施及び制度の周知
- ・ごみ集積所の適正管理

### ＜施策 2＞中間処理体制の整備

- ・適正な中間処理施設の維持管理
- ・予防保全的な設備の更新や修繕による施設の延命化
- ・環境測定による法令順守

### ＜施策 3＞最終処分体制の整備

- ・適正な最終処分施設の維持管理
- ・焼却灰等の外部搬出による最終処分場の延命化
- ・環境測定による法令順守
- ・新規最終処分場の整備に関する事業の実施

### ＜施策 4＞一般廃棄物処理業によるごみ処理

- ・処理業の許可の更新（収集運搬業 2 社、処分業 2 社の見込み）
- ・収集運搬許可業者の搬入ごみ検査及び立ち入り検査の実施

### ＜施策 5＞災害時や緊急時のごみ処理

- ・災害廃棄物処理計画の見直し
- ・災害発生時を想定した訓練の実施

### ＜施策 6＞広域的な取り組みの推進

- ・広域的な会議への参加
- ・ごみ処理広域化の検討

### ＜施策 7＞適正処理困難物への対応

- ・適正処理困難物の指定
- ・適正処理困難物の処理に関する製造業者や販売店等への協力要請
- ・適正処理困難物の製造業者や販売業者での処理に関する排出者への協力要請

### ＜施策 8＞違法な不用品回収業者への対応

- ・出前講座等による市民への周知
- ・市民からの通報等による情報収集及びパトロールの実施



### 《基本方針 3. 環境衛生の向上》

#### ＜施策 1＞環境美化活動の推進

- ・自治会や町内会から推薦された環境美化推進員に対する研修会等の実施
- ・環境美化推進員会に対する補助金の交付
- ・環境美化推進大会等の環境美化に関するイベントの実施
- ・自治会や町内会が実施する清掃活動の支援

#### ＜施策 2＞環境衛生活動の推進

- ・環境衛生週間ポスター・標語展の実施
- ・公共の場における死亡動物の処理

#### ＜施策 3＞不法投棄の防止

- ・委託事業者、不法投棄監視員等と連携した不法投棄監視パトロールの実施
- ・通報のあった不法投棄物等の適正処理
- ・ルール違反ごみ排出者への指導
- ・ルール違反ごみ対策に関する共同住宅管理者への協力要請
- ・警察と連携した不法投棄物排出者への対応

### 《基本方針 4. 市民や事業者の意識啓発と環境教育の推進》

#### ＜施策 1＞周知・啓発活動の推進

- ・広報誌やホームページ等によるごみの減量や資源化に関する周知啓発
- ・広報誌やホームページ等を活用したごみの排出方法や分別方法等に関する情報提供
- ・外国語版「家庭ごみの分け方・出し方」等を通じた外国人に対する情報提供
- ・ごみ集積所位置図の公開にかかる検討
- ・自治会等各種団体への出前講座の実施
- ・ごみ減量アドバイザーや環境美化推進員等との連携・協働による各種事業の実施

#### ＜施策 2＞環境教育・環境学習の推進

- ・市内小学校社会科見学等の施設見学の受け入れ
- ・市内の幼稚園や保育園等での出前講座の実施
- ・消費者団体との連携・協働による事業の実施

## 1.1 市では処理できない廃棄物

区分	品目例
法律によりリサイクルが義務づけられているもの	エアコン（室外機含む）、液晶テレビ、プラズマテレビ、ブラウン管テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機、パソコン（ブラウン管）、自動車、二輪自動車、消火器 等
爆発性、毒性、感染性のあるもの	ガソリン、灯油、薬品、ガスボンベ、注射針、注射器、針付のチューブ 等
処理機能に支障が生じるもの	ブロック、農機具（耕運機、トラクター等）、ピアノ、耐火金庫、流し台、ガス湯沸かし器、陶器製の便器、石製の臼、瓦、レンガ、建築廃材（襖、障子等）等